



はい！こちら消費生活センターです

「光回線サービスの電話勧誘にはご注意！」

Q

契約中の大手通信事業者 A を名乗る電話があり、「光コラボの案内。今より千円ほど安くなる」と勧誘された。A 社のプラン変更だと思い、手続きしたら別会社との契約になっていた。（60 代男性）

A

NTT 東日本や NTT 西日本から光回線を借り受けた事業者（光コラボレーション事業者）の参入が増え、これらの業者が提供する光回線サービス（コラボ光）の契約に関する相談が寄せられています。光コラボレーション事業者との契約は NTT 東日本や NTT 西日本との契約ではありません。また、「安くなる」と勧誘されても他のオプションサービスとセット契約だった場合、今の料金より高くなることもあるのでご注意ください。このような勧誘を受けた場合は、すぐに契約せず、事業者名、サービス名など契約内容を確認し、理解できない部分がある場合や新たな契約が必要ないと思った場合には断りましょう。特にコラボ光は電気通信事業法の解約ルールである*「初期契約解除制度」の対象ですので、解約したいと思ったらすぐに光コラボレーション事業者に申し出ましょう。心配なときはすぐに消費生活センターなどにご相談ください。

*「初期契約解除制度」・・・2016 年 5 月 21 日に施行された改正電気通信事業法により導入された。利用者が事業者にはガキ等の書面で申し出をすることにより、事業者の合意がなくても利用者の都合のみによって契約を解除する事ができる。この制度を利用できる期間は、契約書面を受領した日から 8 日間が経過するまでです。違約金の支払いは不要ですが、利用した場合のサービス料、契約解除までに行われた工事費用、事務手数料については支払う必要がある。

消費生活の相談や苦情はお気軽に**相楽消費生活センター**へ（電話又は来所）

☎0774-72-9955（ナニ?キューキューGOGO!）

相談は**無料**です。 秘密は厳守します。

※「消費者ホットライン」☎188（いやや!）番もご利用ください。

相談日 月～金（祝・休日、年末年始除く）

相談時間 午前9時～正午、午後1時～4時

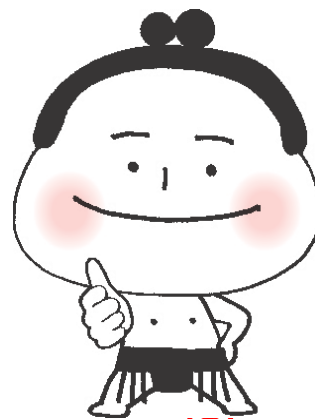
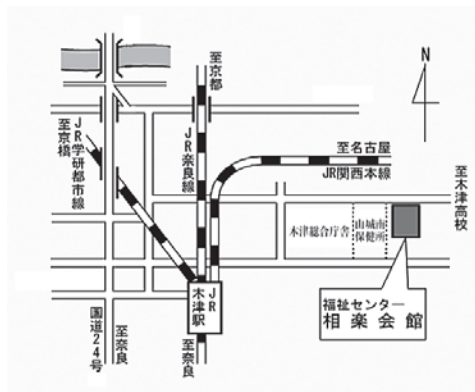
（※H30.4から相談時間が変更になっています。）

住 所 木津川市木津上戸15 相楽会館1階

京都府木津総合庁舎東隣（JR木津駅東口から徒歩約5分）

※土曜・日曜・祝日（年末年始除く）は075-257-9002へ

（電話のみ）



相談すれば 楽になる